Ｑ５：特別支援学級の通知表作成のポイントを教えてほしい。

Ａ：　通知表の目的とは、児童生徒自身や保護者に学習指導の状況を伝え、その後の学習に対して理解や協力に役立たせるために作成されているものである。作成に関する法的根拠はないが、作成、様式、内容等はすべて校長の裁量となっており、各学校で適宜工夫されている。

特別支援学級においては、児童生徒の障害の状態、発達の程度、地域や学校や学級の実情等を考慮の上、特別に教育課程を編成している。そのため、児童生徒の個別の指導計画に基づいて、個々の児童生徒に応じた内容で通知表を作成していく必要がある。

以下に、通知表作成の上での基本的な考え方と留意点を挙げる。

１　作成について

特別支援学級の通知表は、評定だけでなく、児童生徒の学習成果や生活の様子を、保護者や本人に具体的に伝えるものであり、**特別支援学級の教育課程に基づいて**、児童生徒に応じた内容で作成することが大切である。

２　様式について

様式においては、**各学校の学級の実態に応じて定め、**文章による評価と数値による評価（評定）についても個々の児童生徒に応じて、児童生徒の自信と学習意欲を高めることができるように選択する。

多くの学校では、通常の学級の様式と特別支援学級独自の様式を使い、記述で評価する場合が多い。

「学習の様子」欄についてはいくつかの例を挙げることにする。

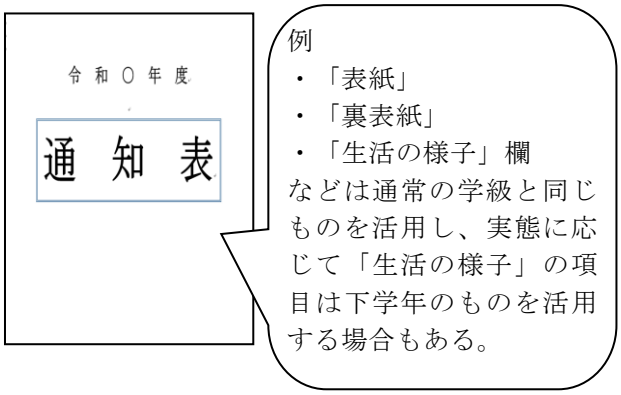

＜例１：学習の様子・評価を記入＞

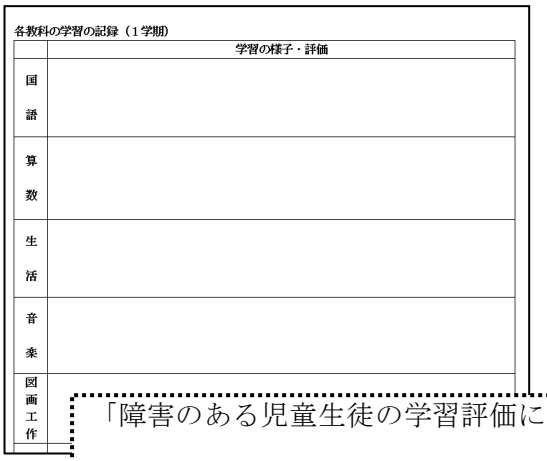

＜例２：各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を取り入れ記入＞

「障害のある児童生徒の学習評価について」

・**学習評価に関する基本的な考え方**は、**障害のある児童生徒においても同様**に考えることが大切である。

・障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、**観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行うようにする。**

＜例３：個別の指導計画を活用＞　　＜例４：個別の指導計画の目標と学習の様子評価を記入＞

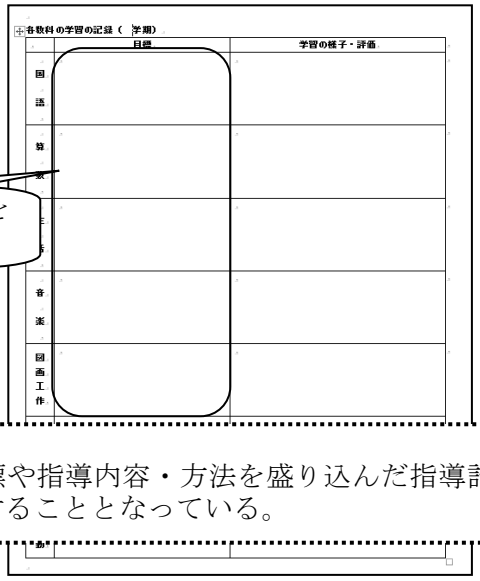

「個別の指導計画」の目標をそのまま記載する。

※「個別の指導計画」とは
「**一人一人**の教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画」であり、それに基づいて**指導・手立て**をすることとなっている。

３　評価について

特別支援学級においては、個々の能力差が大きいことから考えて、個人内評価でなければならない。児童生徒がもつ潜在的な能力を引き出す指導や支援の工夫とともに、本人の努力が正当に認められるような評価が求められており、児童生徒の良い点を記述するようにする。

さらに、実践を踏まえた評価によって、**指導の改善に生かすことも必要である**ことを加えておく。

４　記入の際のポイント

（１）分かりやすく書く。
・専門的な用語は控える。
・特に良かったことを中心に、できるだけ具体的に書く。
・児童生徒が見ても、分かるように書く。
（学習や活動している写真や作品等の写真を取り入れる工夫も考えられる。）

（２）今、取り組んでいることを記入する。
・今学期の努力のあとが伺えるように書く。

（３）できるようになったことについて書く。
・「できる」「できた」ことを中心に伝える。
・児童生徒が読むことを配慮し、よいところを書く。

（４）指導のねらいや具体的な方法を記入する。
・学校と家庭が協力して一緒に育てていく姿勢で書く。
・支援が必要な内容を書く際には、具体的な方法を書く。

どんな手立てをしているのかを**具体的に記載する**。

国語の例

〇文章を音読する際には、**自分がどこを読むのかがわかるように、定規を当てながら**読むことができるようになりました。

「きちんと」「ていねいに」「落ち着いて」のあいまいな表現ではなく、具体的なものにすることが望ましい。

５　問題点や改善すべき内容について

（１）通知表は記録として残ることから、短所や問題となる点は日常から児童生徒本人、保護者に口頭で伝えるようにし、通知表での記述は避けるようにする。

（２）問題点は課題として捉え、肯定的、生産的な表現での記述で、助言を加えるとよい。

・「特別支援学級及び通級による指導　教育課程編成の手引」　H31.3　県教委
・「初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック」　H31.3　栃木県総合教育センター
・「特別支援教育の教育課程と学習評価」　H30.6　文部科学省
・「特別支援教育資料『個別の教育支援計画作成・活用』」　H29.3　県教委